

平成30年度第1回習志野市介護保険運営協議会 会議録

日時：平成30年7月12日（木）

午後1時30分～3時

会場：市庁舎1階会議室

次 第

1. 開 会
2. 部長挨拶
3. 議 題
 - 【審議事項】
 - (1) 平成30年度高齢者相談センター運営事業について
 - 【報告事項】
 - (1) 総合事業における多様なサービスの開始について
 - (2) 習志野市認知症初期集中支援推進事業について
 - (3) 2025年度における将来推計について
 - (4) 「習志野市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する条例」の一部改正について
 - (5) 「習志野市指定居宅介護支援事業者の資格並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」の制定について
 - (6) 地域密着型（介護予防）サービス事業者の指定・更新・廃止について
 - (7) 居宅介護支援事業者の指定・更新・廃止について
4. その他
5. 閉 会

配布資料

- 審議事項 (1) 平成30年度高齢者相談センター運営事業について
- 報告事項 (1) 総合事業における多様なサービスの開始について
- 報告事項 (2) 習志野市認知症初期集中支援推進事業について
- 報告事項 (3) 2025年度における将来推計について
- 報告事項 (4) 「習志野市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する条例」の一部改正について
- 報告事項 (5) 「習志野市指定居宅介護支援事業者の資格並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」の制定について
- 報告事項 (6) 地域密着型（介護予防）サービス事業者の指定・更新・廃止について
- 報告事項 (7) 居宅介護支援事業者の指定・更新・廃止について

出席者（敬称略）

会 長・・・櫛方絢子

副会長・・・栗原弘章

委 員・・・松崎弘子、郷右近初女、田所喜美子、戸田孝史、矢作郁江、羽生昌弘、
越智桂、桑原経子

事務局・・・菅原（健康福祉部長）、松岡（健康福祉部次長）、村山（健康福祉政策課長）、
海老原（高齢者支援課長）、中村（晴）（高齢者支援課主幹）、上原（介護保険課長）、
岡澤（高齢者支援課）、河西（高齢者支援課）、石垣（高齢者支援課）、
鈴木（高齢者支援課）湯澤（高齢者支援課）、佐藤（介護保険課）、
須田（介護保険課）、三木（介護保険課）

欠席者（敬称略）

委 員・・・鏡諭、諏訪さゆり、池田由理子、高橋君枝

1 開 会

○会長より開会挨拶

会 長・・・平成30年度第1回介護保険運営協議会を開会する。

鏡委員、諏訪委員、池田委員、高橋委員について欠席する旨事前に連絡を受けている。本協議会の会議は、過半数の委員の出席により開催する事ができることになっており、本日は、委員14名中過半数の委員の出席があるので、会議が成立している。併せて傍聴希望者は1名であることをご報告申し上げます。

2 部長挨拶

○部 長・・・部長挨拶

3 議 題

審議事項（1）平成30年度高齢者相談センター運営事業について

○事務局より資料「審議事項（1）」に沿って「平成30年度高齢者相談センター運営事業について」説明

田所委員・・・意見を言えるまで理解していないが、私はまちづくり会議には毎回出席している。いただいた資料の中では、まちづくり会議に反映していくと、いろいろなところに記載があるが、高齢者相談センターから来る方は報告のみで、高齢者相談センターが何を行っていて、何に困っている、何を助けてほしいなど、私たちに対する問かけが何もない。これでは相談につなげてくださと言っても、誰ともつながらないと思う。

戸田委員・・・今年の方針と重点項目の説明を聞いたが、ある意味理念というかこういう風にあるべきだとかは細かく書かれているが、具体的に誰がどのように実施するかは書かれていない。たしかに去年から第2層のコーディネーターが置かれて、高齢者相談センターが中心になって動き始めているが、地域ケア会議、個別の地域ケア会議などに今の段階で関わるまでにはいかない。地域ケア会議に参加する必要性と、そこに携わる人達の啓蒙と、そこに関わる人達をどのように増やしていくかだと思ふ。地域ケア会議にどのような人達が個別の問題として参加するのか、どのような人達と地域のコーディネートをやっていくのか、そこに携わる人達を集める機会、情報交換、顔見知りと認識でやっていくかなど、まだその段階だと思ふ。秋津圏域では、今までは高齢者相談員や民生委員のレベルの人達、ケアマネジャーあるいは事業所の生活相談員の人達が集まった会議が主でしたが、去年は学校関係や警察の人達が集まってくれた。それでも年に2度か3度の開催であった。問題は第2層から第3層に、地域に降ろす体制をどのような人達がどのように関わっていくかに目を向けないといけな。理念はそう

あるべきで地域もそう望んでいるが、なかなかそこまでいかない。第2層がうまくいけばいいということではなく、もうひとつ町会ぐらいまで降ろす体制がとれるかどうか、ある意味で具体的な個別のケースに関わることでないか。そこに関わる人達をどのように増やしていくのか、あるいは啓蒙していくのか、教育していくのかだと思ふ。もう少し量的に増やしていかないと、予算はつけた、コーディネーターを配置しただけでなく、そこに関わる人達を増やしていかないといけないと思ふ。

会 長・・・私もそう思っている。地域によってだいぶ違うとも思ふ。それに対して事務局から何かあるか。

事務局・・・まず、田所委員からのまちづくり会議の出席についての意見ですが、どの高齢者相談センターにおいても、まちづくり会議で自己紹介や事業の案内のみを話しているのが現状と思われる。まちづくり会議では時間も限られているため、どうしても最低限必要な事業の周知になってしまっている。ただ、委員の言うように、高齢者相談センターは何を行っているところなのかの説明が抜けてしまつては、認知症サポーターについて話しても、そこは手落ちになってしまう。年度初めには、最低限その説明を入れる形で周知を図っていきたい。

次に、戸田委員の言うとおりの、第2層のコーディネーターを配置しての事業は始まったばかりで、各高齢者相談センターも、どのようなメンバーで始めていこうか今検討段階である。行政ボランティアである民生委員や高齢者相談委員、ケアマネジャー、社会福祉協議会、介護事業者等が入っていくような形にはなっているが、やはり、各圏域の中でどういうところが問題で、どういう人をメンバーに入れていこうかというところが、今検討の段階になっている。今それぞれの圏域で課題が見えているところである。メンバーについてはこれから選定して、広い範囲のメンバーの中で検討していければと思っている。

会 長・・・社会資源を把握してと言っているが、どのようなものをターゲットにしているのか見えてこない。この前の会議でも、もう少しまちづくり会議を利用できないかとの意見が多く出たと思ふが、今後も検討していけたらと思っている。他に何か意見はあるか。

桑原委員・・・事業者の立場としてこの会に参加しているので、二人の委員からの意見はすごくよく理解できるし、きちんとPRできていないということは、もう一回事業者として共有していかなければいけないと思っている。認知症の地域支援推進委員にしても、第2層のコーディネーターにしても、専門職という形でいかに地域に溶け込むか試行錯誤しているような状況であり、思うような成果がまだ出ていないところが、田所委員が知っている何が何だか見えない状況になっていると思ふが、いろいろな事例を通じて地域の皆様と一緒に地域を作っていくみたいなの、そういう思いで目の前の事例に真摯に

各現場であたっているのだと思う。そこをもう少し理解していただけるよう取り組んでいかないといけないと思っている。来年度の事業計画では、もう少し理解いただけるよう頑張るように各事業者へ伝える。

会 長・・・他に意見はあるか。

(質問・意見なし)

この議題については承認でよいか。

(承 認)

報告事項(1) 総合事業における多様なサービスの開始について

○事務局より、資料「報告事項(1)」に沿って「総合事業における多様なサービスの開始について」
説明

会 長・・・何か質問や意見はあるか。

矢作委員・・・市認定ヘルパーとあるが、社会福祉協議会でも家事支援サービスを行っていると思うが、ここでいうヘルパーとは別なのか。

事 務 局・・・昨年度はボランティアでヘルパーを募集したが、今年度は認定ヘルパーということで講座を開催した。ただ講座での説明時に、認定ヘルパーとして給料を貰って働くパターンとボランティアとして働くパターンの2つの方向性を示している。受講者の中には認定ヘルパーとして働くのではなくボランティアとしてという方もいると思う。そういう人は社会福祉協議会などで手伝うことも可能と思っている。

矢作委員・・・ほとんどの各支部が無料ではない。時間当たり400円から500円利用者より貰っていると思う。今無償のボランティアはない気がするが、この市認定ヘルパーとの兼ね合いはどうか。

事 務 局・・・市認定ヘルパーについては、事業所に就職するような形になるので、事業者から給料を貰って行う形になる。そこが違うところだと思う。

田所委員・・・社会福祉協議会の支部で行っているボランティアと、去年シニアサポート養成講座を受けた人達が無料で行うボランティアがある。社会福祉協議会のボランティアでは、

有料でやるか無料でやるかを、社会福祉協議会で分けてくれる。同じボランティアでも全然違う。

事務局・・・市認定ヘルパーは、緩和型ということで、今までならヘルパー事業所に就職するのに資格が必要だったが、市認定ヘルパー養成講座を受けたということで事業所へ就職できる。当然、市認定ヘルパー養成講座を受けても就職しないでボランティアとしてシニアサポーターとして社会福祉協議会の支部で手伝う方もいると思う。二つの顔を持った形で今年度養成しているところである。

矢作委員・・・支部の家事支援サービスはそのままで良いということか。

事務局・・・はい。

会長・・・市認定ヘルパーは、資格が緩やかになって事業者で働いていただけるということ。社会福祉協議会とは別のこと。

戸田委員・・・今までは介護認定を受けた人が受けるサービスだったが、総合事業ができて総合事業のサービスとして市の認定を受けたヘルパーが、社会福祉協議会からボランティアとして個人として派遣されるのではなく、事業所から派遣されるということか。

事務局・・・あくまでも総合事業の中の一つの事業として、今まで従来のものと緩和した形で事業所から派遣されるものと、社会福祉協議会で行っている地域サロンや家事支援といったサービスと、色々な顔を持った体制が整っていくと考えてもらえればと思う。

会長・・・他に何か意見はあるか。

(質問・意見なし)

報告事項(2) 習志野市認知症初期集中支援推進事業について

○事務局より、資料「報告事項(2)」に沿って「習志野市認知症初期集中支援推進事業について」説明

戸田委員・・・よく地域であるのが、介護認定を受けた方がいいという人が、なかなか受けようとしていないケースがある。医師等が地域に出向き支援を行ってくれるのであれば前向きな取組だと思う。これを利用しようとする、高齢者相談センターが仲介するのか。地域の方からの情報を高齢者相談センターに挙げてもらい、そこから、このチームに結び

付けていくことになるのか。

事務局・・・この事業の窓口としては、高齢者相談センターを考えている。まずは認知症のことで診断を受けていないとか、治療が中断しているとか、そのような方がいたら高齢者相談センターに一報いただければと思う。

戸田委員・・・なかなか家族のところに入るのは地域からすると難しいケースが多い。

事務局・・・事業が去年の10月から始まり、事例も去年が3件、今年が3件目で合計6件来ているところなので、どのような人が対象になるのかなど、正直まだ知られていないところもある。事業についてはきちんと周知して、使っていただくためにどのようなことが課題となるかを整理していきたい。

会長・・・「介護保険運営協議会において、審議・報告する事項」の中に、家族支援のための方策の検討など4点書かれているが、これを読んだ限り、これは大変だと、私達もしっかりと知っておかなければいけないと思う。既に3件事例があるのですか。

事務局・・・昨年度3件、今年度3件出ているので、まずは、6件の人達がどのような人達なのか、今、市が課題に感じていること、窓口である高齢者相談センターで認知症のどのような相談を受けていて、どのような人達がここにつながるのかつながらないのか、そのようなことを含めて本協議会に報告し、それについて意見をいただければと思っている。

会長・・・要介護認定申請において、審査会にかけないなど一部手続きを省略して認定するということが。それではなく、高齢者相談センターへ、とても困って相談にいった方を、このチームが引き受けるということか。

事務局・・・あくまでもこのチームは支援体制を決めるものである。このチームが、ずっとその人のフォローをするわけではない。医師、理学療養士も入っているので、生活の支援体制をどのようにみていくかなど、方向性を決めた中でしかるべきところにつなげていく支援体制になる。場合によって要介護認定申請が必要度ということがあれば、先生の方で主治医意見書を書くことにつながっていくのかと思う。

会長・・・他に何か質問や意見はあるか。

(質問・意見なし)

報告事項（３）２０２５年度における将来推計について

○事務局より、資料「報告事項（３）」に沿って「２０２５年度における将来推計について」説明

会 長・・・何か質問や意見はあるか。
（ 質問・意見なし ）

報告事項（４）「習志野市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する条例」の一部改正について

○事務局より、資料「報告事項（４）」に沿って「「習志野市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する条例」の一部改正について」説明

会 長・・・何か質問や意見はあるか。
（ 質問・意見なし ）

報告事項（５）「習志野市指定居宅介護支援事業者の資格並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」の制定について

○事務局より、資料「報告事項（５）」に沿って「「習志野市指定居宅介護支援事業者の資格並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」の制定について」説明

会 長・・・制定の内容の詳細な資料はないのか。

事 務 局・・・追ってお配りします。

会 長・・・何か質問や意見はあるか。
（ 質問・意見なし ）

報告事項（６）地域密着型（介護予防）サービス事業者の指定・更新・廃止について

○事務局より、資料「報告事項（６）」に沿って「地域密着型（介護予防）サービス事業者の指定・更新・廃止について」説明

会 長・・・何か質問や意見はあるか。
（ 質問・意見なし ）

報告事項（7）居宅介護支援事業者の指定・更新・廃止について

○事務局より、資料「報告事項（7）」に沿って「居宅介護支援事業者の指定・更新・廃止について」説明

会 長・・・何か質問や意見はあるか。
（ 質問・意見なし ）

4 その他

○事務局より連絡事項

次回の開催は平成30年10月18日（木）午後1時半から3時、庁舎1階会議室の予定。
詳細は追って文書をお送りする。

会 長・・・ありがとうございました。最後に副会長より一言お願いします。

副 会 長・・・委員の皆さん、長時間活発なご意見賜りましてありがとうございます。総合事業の報告があったが、総合事業は、介護保険から外れてしまった方を支援するため各市町村で行っている事業となっている。この辺のところは、まだ始まったばかりで理解するのは難しいのかなと思っている。先ほど委員からの質問があったところだが、どうしてもこのような支援事業を始めると、今までこのような支援を行っていた民間や社会福祉協議会などで行っているものとかぶるところが出てくる。その時、どうしても支援のルートがいくつもできてしまい、それを多様性とみるのか、それとも横の連携が取れていなくて縦割りで、どこがどうなっているのか分からなくなっているのが、今回の質問だと思った。そのようなところを誰かが横のつながりとしてきちんと把握しておかないと、結局どこがどうなっているのか分からなくなってしまうことがあると思う。そのようなところを行政の方で把握してもらえれば良いかなと思う。民間で新たに作る所も活用するし、今まであった既存の所も活用するという形であれば、たぶん多様性ができると思う。

認知症の初期支援チームについてだが、これはまだ始まったばかりで、医師の蒔田先生が中心となって行っているが、蒔田先生もまだ良くわかっていない段階なので、なかなか難しいと思っている。ただ、かかりつけの先生がいないと介護保険を受けることはできないので、そういった人達を救うための一つの方策ではある。そのような弱者みたいな方を救うための非常に良いシステムではある。そのような人達は自分から医者に行かないので、面倒を見るのに非常に面倒で難しいというのが現場としてはあると思う。地域として助けてあげられる素晴らしいシステムだと思うので、活用してもらえれば良いと思っている。

今日はどうもありがとうございました。

会 長・・・高齢者相談センターの運営事業についてでしたが、具体的に見えてきてない計画書なので理解するのが難しい。皆さんが一生懸命取り組んでいるのは分かるが、このような文書にすると分かりにくい。お互いにこういう場で会って理解を深め、多職種で意見を出し合って、まとまった連携で習志野市の介護保険事業を支えていけたらと思う。まして2025年はとても大変な時代になる。介護職をどれだけ確保できるかも難しい問題である。皆様のご協力ご意見をお願いしたい。

5 閉 会

会 長・・・本日の会議は、以上で閉会とする。